

正会員資格判定に関するQ & A

【費用（加盟判定手数料）について】

Q 1 : 評価費用（加盟判定手数料）の納入期限はいつまでですか

A 1 : 資料提出期限と同じ、11月末までとなります。なお、平成20年度以降、資料提出期限を7月末と早める予定ですので、評価手数料についても7月末となります。

Q 2 : 加盟判定手数料の算出にあたり、正会員資格判定申請年を基本とするのか、他の認証評価機関で評価を受けた年を基本とするのか、どちらですか。

A 2 : 申請年が基本となります。また、加盟判定手数料の算出は、大学評価の評価手数料として算出した金額の10分の1に相当する額となります。この根拠規定は、「正会員および賛助会員に関する規程」の第12条に明文化されています (http://www.juaa.or.jp/images/outline/pdf/rule_08.pdf)。

Q 3 : 学生募集を停止した学部・研究科の加盟判定手数料について、どのようになりますか。

A 3 : 現在の大学評価（機関別認証評価）の考え方を踏襲して、申請年度に学生募集を停止した場合のみ、当該学部、研究科の加盟判定手数料を徴収します。
言い換えると、申請年以前に学生募集停止している学部、研究科の加盟判定手数料は徴収しないということです。

Q 4 : 改組転換あるいは学年進行中の学部・研究科に関する加盟判定手数料はどのようになりますか。

A 4 : これも現在の大学評価（機関別認証評価）の考え方を踏襲して、改組転換後の学部・新設学部等に、申請前年度に学生が在籍していれば、加盟判定手数料を徴収することになり、1年次生だけ在籍している場合（申請年に開設）、加盟判定手数料は徴収しません。

Q 5 : 専門職大学院を設置している場合、加盟判定手数料の扱いはどのようになりますか。

A 5 : 例えば、法務研究科が設置されているとすれば、それも他の大学院研究科と同じ1研究科とカウントして、5万円（50万円の10分の1）を徴収します。また、既存の研究科の1専攻として専門職大学院が設置されていれば、当該研究科分（5万円）に含まれます（大学評価と同じ考え方）。

【提出資料について】

Q 6 : 昨年度（平成 1 8 年度）に他の認証評価機関を受けたが、その結果をもって平成 2 0 年度に正会員資格判定を受けたいが、可能ですか。

A 6 : 「正会員および賛助会員に関する規程」第 4 条第 1 項にある通り、申請年度は他の認証評価機関で適合（認定）を受けた年度または翌年度に限るとさだめられていますので、平成 1 8 年度に適合と判定された場合、申請できるのは 1 8 年度と 1 9 年度になります。したがって、2 0 年度の申請は出来ません。

Q 7 : 専門職大学院で他の認証評価を受けた場合、そのときの申請書類と評価結果も提出することになりますか。

A 7 : その必要はありません。機関別認証評価機関に提出した資料を提出いただくことで結構です。

Q 8 : 提出資料は、何部提出すればよいでしょうか。

A 8 : 正会員資格判定申請書を 1 部と、他の機関別認証評価機関の評価基準に適合したことを証する書類、当該認証評価機関に提出した点検・評価報告書をそれぞれ 1 2 部提出してください。

【認定マークの使用について】

Q 9 : 正会員資格判定を受けて、認定マークを頂くことはできますか。

A 9 : 認定マークの使用は認められません。認定マークはあくまでも本協会の大学評価を受けて「大学基準」に適合していると認定された大学のみ使用できるものです。ただし、正会員加盟判定審査を受けて正会員になった大学に対して、認定マークとは別の「正会員マーク」を付与することを予定しております。

【その他】

Q 10 : 正会員資格判定は、短期大学も対象になりますか。

A 10 : 短期大学は対象になりません。4 年制大学のみとなります。